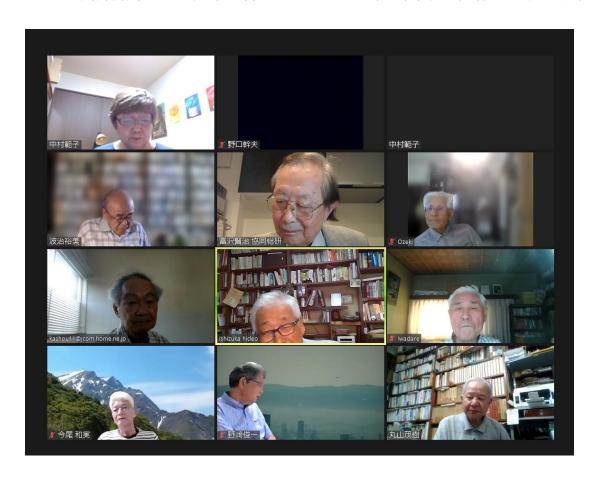
第36回ズーム三水会記録

日時: 2024年6月19日(水) 16時~18時

① テーマ:「社会的連帯経済とはなにか(その2) ――自然は権利を持つかー―」

② 発表者; 富沢賢治氏

③ 司会: 石塚秀雄



報告内容:

各種の社会運動(労働運動、協同組合運動、NPO の活動など)のネットワーク(連帯)

を強化するための共通理念(旗印)として社会的連帯経済というコンセプトが生まれた。近年 ILO 総会が「ディーセント・ワークと社会的連帯経済」について審議し 2023 年 4 月、国連総会が「持続可能な発展のための社会的連帯経済の推進」を決議するなどの大きな進展がある。一方連帯経済論の基礎を成すコンセプトとして南米諸国から「ブエン・ビビール」さらに、「自然の権利」論がうまれている。

「自然の権利」論は、1970 年代以降の世界的な環境保護運動の高まりで生成れた概念であり、近代社会における法理論の枠組みとの間に乖離がある。「自然の権利」論を連帯経済論のなかにどのように位置づけるかが、課題となる。「自然の権利」論を無視するのではなく、その意味するところを理解する必要があるのではないか。二重の抑圧を受けている人たちの主張が「自然の権利」論に込められている。その主張点を理解すべきではないか。

ブエン・ビビール論についても同様のことが言える。現代社会が受け取るべきメッセージ は何か。ブエン・ビビール論のエッセンス。「自然を保護する」という哲学から「自然と共 生する」という哲学への転換。人間観、自然観のパラダイム変換が必要ではないか。

今回の三水会はこの課題をめぐって会員の皆さんの考えを交流したい。とのご話しがあった。

討議状況: 社会連帯経済論の発展の経過を知ることができ、新たな観点として南米発の「ブエンビビール」さらには「自然の生きる権利論」が、その基礎的な部分で理解を深める機会として参加各位からの熱心な討議があった。

また日本における社会連帯経済論の普及に関して、皆さんの期待と現実のギャップについ

ても、多くのお意見が語られた。

録画: 当日ズーム担当の野口の PC が突然の不調のため録画に失敗しました。まことに申し 訳ありません。次回以降このようななことのないよう PC の新設交替を実行しておきます

添付資料 : 「富沢賢治著 社会的連帯経済とはなにか(その2)――自然は権利を持つかー」

社会的連帯経済とはなにか(その2)

――自然は権利を持つかー―

富沢 賢治

はじめに(なにを問題とするか)

- I 社会的連帯経済とは
 - 1. 社会的経済と連帯経済
 - 2. 国連の定義
 - 3. 社会的連帯経済とは(私的解釈)
- Ⅱ 連帯経済論とブエン・ビビール論
 - 1.「自然の権利」論の背景としてのブエン・ビビール論
 - 2. ブエン・ビビールの自然観
 - 3. ブエン・ビビールの経済観
- Ⅲ 「自然の権利」論
 - 1. 概説
 - 2. アメリカの「自然の権利」論
 - 3. ラテン・アメリカの「自然の権利」論

おわりに(暫定的なまとめと残された課題)

はじめに(なにを問題とするか)

1. 私の問題意識

各種の社会運動(労働運動、協同組合運動、NPO の活動など)のネットワーク(連帯)を強化するための共通理念(旗印)を明らかにしたい。そのために社会的連帯経済というコンセプトを検討する。

(詳細については、富沢賢治「社会的連帯経済とは何か――協同組合運動の新理念」『生協総研レポート』NO.98, 2023 年。「連帯経済の基礎的コンセプトとしての『ブエン・ビビール』」『協同の発見』337 号、2020 年、12 月。両論稿とも Web 上の「富沢賢治のページ」からダウンロード可能)。

2. 最近の状況

2022 年 ILO 総会が「ディーセント・ワークと社会的連帯経済」について審議。 2023 年 4 月、国連総会が「持続可能な発展のための社会的連帯経済の推進」を決議。

現在、非営利・協同総合研究所で社会的連帯経済についての解説書作成中。

連帯経済論の基礎を成すコンセプトとして「ブエン・ビビール」があると言われている。 現在「ブエン・ビビール」について勉強中であるが、「自然の権利」論の理解で行き詰まっている。

「自然の権利」論は、人間と同じく自然も権利を持つ主体であると見なす。

近代人は、これまで人間の立場から自然を見てきた。この観点からすると、自然が権利を持つということは考えられない。ところが、「自然の権利」というコンセプトが西欧の近代的思考のなかから生まれている。

一方、ブエン・ビビール論を見ると、そこには、権利論の延長線上ではないが、「自然の権利」という思考に通ずる考え方がある。人間は、自然の一部であり、自然によって生かされているという思考である。この思考は、人間が生きる権利を持つように自然も生きる権利を持つという考え方に繋がっていく。

欧米の「自然の権利」論には、「自然の権利」論を「人間の権利」論の延長線上に置こうとする理論的な試みが見られる。これに対してブエン・ビビール論における「自然の崇拝」という思考は、権利論の延長線上ではなく、生命の継続性を第一の価値基準とする信念に基づいている。

「自然の権利」論の解明は、近代的思考と伝統的共同体の思考との間を取り結ぶうえでも、重要な研究課題となるように思える。課題解決のために、いろいろな考えを試みている。

たとえば、「自然の権利」における権利を「自然の生存権」と考えると、どうなるであろうか。もし宇宙に始まり(ビッグ・バン)と終わりがあるならば、宇宙も生と死をもつ 生命体と考えることができる。もしすべての生命体が生きる権利(生存権)を持つと考えると、「自然の権利」という考え方も分からないわけではない。

また、「自然の権利」(rights of nature) における rights いう言葉が、「権利」だけでなく「正しさ」「正当性」を意味すると考えると、どうなるであろうか。自然が自らの生存権を主張することには「正当性」があるのではなかろうか。

などなど、いろいろと考えているが、どうも考えが堂々巡りをしていて先に進めない。 そこで、本日は参加者皆様の自然論をお聞きして、堂々巡りから抜け出すためのヒント を得たい。自然と人間の関係をどのようにとらえればよいのかという問題については、全 ての人がご自身の考えを持っていると思われる。そのお考えをぜひお聞かせください。

なお、報告の I 「社会的連帯経済とは」と II 「連帯経済論とブエン・ビビール論」は、これまで三水会で報告しているので、読まなくても OK です。19 日の会での議論のためには、Ⅲ「『自然の権利』論」だけをお目通しください。しかも、「自然の権利」論について

は、うまくまとめられないので、各論稿の紹介にとどめています。議論のための素材とし て活用していただければ幸いです。

I 社会的連帯経済とは

1. -社会的経済と連帯経済

(1) 社会的経済の定義

19 世紀の経済学界では、国富の増大を目的に工業化と資本蓄積を重要視する「政治経済学」(political economy)が主流を占めていた。これに対して、19世紀中葉にフランスを中心にして、資本主義経済が生み出す社会問題を研究対象とする経済論が「社会的経済論」(économie sociale)として誕生した。

社会的経済の理論と実践は、19世紀から20世紀の初頭にかけてある程度の発展をみた。 しかし、社会的経済論は、19世紀から20世紀にかけて、資本主義批判論が、一方ではマルクス主義に吸収され、他方では社会民主主義的な福祉国家論に吸収されることによって、 社会的経済論は、急速にその影響力を失っていった。

社会的経済論の再検討が開始されたのは、20世紀後半になってからであった。

1970 年代以降の大きな社会的変化、とりわけ社会主義諸国の経済的崩壊と先進資本主義諸国の福祉国家体制の弱化によって、また経済理論の変化としては、市場の欠陥と政府の欠陥が注目され、経済のあり方に対する反省が高まるようになると、経済的な効率と社会的な福祉との総合的な実現を図る経済理論の再構築が求められるようになってきた。

社会的経済論の復活の基本的要因は、1970年代以降、世界各地で民間非営利組織が増大したという客観的事実であった。

ヨーロッパでは、協同組合、共済組織、アソシエーション(NPO)を中心とする民間非営 利組織が「社会的経済」の組織として総称されるようになっていった。

1989年に欧州共同体の EC 委員会(EU 委員会の前身)は、第23総局内に社会的経済組織の振興を目的とする社会的経済部局を設置した。その際の社会的経済組織についての EC 委員会の基本的な認識はつぎのようであった。

「定義:社会的経済の組織は、社会的目的をもった自立組織であり、連帯と一人一票制を 基礎とするメンバー参加を基本的な原則としている。一般的に、これらの組織は、協同組合、 共済組織あるいはアソシエーションという法的形態をとっている。」

1990年にはベルギーのワロン地域社会的経済協議会が社会的経済をつぎのように定義した。簡潔で、わかりやすいので、引用されることが多い。後述する社会的連帯経済の定義の基礎を成すものとしても位置づけることができる。

「社会的経済とは、主として協同組合、共済組織、アソシエーションという組織によりな される経済活動であり、その原則は以下のようである。

① 利潤ではなく、組合員またはその集団へのサービスを究極目的とする。

- ② 管理の独立。
- ③ 民主的な決定手続き。
- ④ 利益配分においては、資本に対して人間と労働を優先する。」

(2) 連帯経済の定義

21 世紀になると、社会的経済論が解決をめざした社会的問題だけでなく、人間社会の成立基盤である自然環境そのものの危機が大きく問題視されるようになった。経済成長一本槍の経済のあり方が問題とされ、人間と自然とのバランスのとれた社会発展をめざす経済のあり方が問われるようになった。

地球温暖化の危機は南北問題を顕在化させることにもなった。グローバル・サウスにおいて植民地問題、貧困問題、原住民の問題などが顕在化した。それらの地域における住民たちは、生活を維持するために自らの組織化をはかり、その結果、「草の根」経済、インフォーマル経済の領域が拡大していった。

このような状況を背景にして連帯経済論が一般化していった。連帯経済論の立場からは、従来の社会的経済論の不十分さが批判された。社会的経済論は、資本主義社会のなかで法的に認められる組織(法人格をもつ組織、フォーマル経済の組織)である協同組合、共済組織、NPO などを主要な考察対象として、貧困層による「草の根の組織」(法人格をもたない組織、インフォーマル経済の組織)を軽視しているというのである。これに対して連帯経済論は、「草の根の組織」をも民間非営利セクターに取り入れ、政策課題として扱い、政治改革を重視しようというのである。

エームとラヴィルによれば、連帯経済は「連帯という社会的関係が個人的利害や物的利潤 に先行するという、民主的行動の意思を伴ってなされる経済活動の総体である」。「それゆえ 市民参加を基礎にして、経済の民主化に貢献するものである」。

B.Eme et J.-L. Laville, 'Economie solidaire(2)', in J.-L. Laville et A. Carlani eds., Dictionnaire de l'autre économie, Paris: Gallimard, 2006, p.303.

連帯経済の代表的論者であるラヴィルは、つぎのように述べている。

「連帯経済は、市民同士の相互的な掛りあい関わりを基盤にして経済の民主化に貢献する経済活動の集まりである。フェアトレード、ラテンアメリカの民衆運動、北米のコミュニティ運動、ヨーロッパの近隣サービスなどは……連帯をふたたび経済のまっただ中に組み込むことを提案している。」J.-L.ラヴィル(2012)「連帯経済の問うもの」J.-L.ラヴィル編・北島健一他訳『連帯経済――その国際的射程』生活書院、310ページ。

2. 国連の定義

国連の世界変革計画

2015年、国連は193の加盟国が全会一致で、「われわれの世界を変革する:持続可能な開発のための2030年アジェンダ」(以下、「世界変革計画」と略称)を採択した。アジェンダ

は「行動計画」という意味合いであるから、「われわれの世界を変革する:持続可能な開発のための2030年アジェンダ」という長いタイトルを端的に表現すれば、「2030年に向けての世界変革計画」となる。その計画を具体化したものが、「持続可能な開発目標」(SDGs)である。

2022 年 6 月 10 日、国際労働機構 (ILO) 総会において「ディーセント・ワークと社会的連帯経済に関する結論」が採択され、社会的連帯経済がつぎのように定義された。

「社会的連帯経済は、集団的かつ/または一般的な利益に資するために経済的、社会的、環境的な活動に従事する企業、団体、その他の主体を包含する。それらは、自発的な協同と相互扶助、民主的かつ/または参加型のガバナンス、自治と自立、そして資産に加えて剰余金かつ/または利益の分配と使用において資本に対し人間と社会的目的を優先させる原則に基づいている。社会的連帯経済の主体は、長期的な活動継続と持続可能性、そしてインフォーマル経済からフォーマル経済への移行を目指し、経済のあらゆるセクターで活動している。社会的連帯経済の主体が実現しようとしている一連の価値は、社会的連帯経済の主体の活動にとって本源的なものであり、人間と地球への配慮、 平等と公正、相互依存、 セルフ・ガバナンス、透明性と説明責任、そして ディーセント・ワークと生計の達成から成っている。各国の状況によって異なるが、社会的連帯経済には、協同組合、アソシエーション、共済組織、財団、社会的企業、自助グループおよび、社会的連帯経済の価値と原則に従って活動するその他の主体が含まれる。|

2. 社会的連帯経済とは(私的解釈)

(1) 私案「社会的連帯経済のアイデンティティ」

定義

社会的連帯経済は、集団的または一般的な利益を実現するために、下記の価値と原則に基づいて活動する人びとを担い手とする経済である。

価値

社会的連帯経済の組織は、人間と地球への配慮、ディーセントな労働と生活の実現、相互 依存、平等と公正、セルフ・ガバナンス、透明性と説明責任の価値を基礎とする。

原則

社会的連帯経済の担い手が社会的連帯経済の価値を実践に移すための指針として、下記の 4原則がある。

第1原則 自発的な協同と相互扶助

社会的連帯経済の組織は、メンバーとしての責任を受け入れる意思のある全ての人々に対して開かれている自発的な協同組織である。SSEの組織は、性的・社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行わない。

第2原則 民主的なガバナンス

社会的連帯経済の組織は、そのメンバーにより管理される民主的な組織である。メンバーはその政策決定、意思決定に積極的に参加する。選出された代表として活動する男女は、メンバーに責任を負う。単位組織では、メンバーは(一人一票という)平等の議決権をもつ。他の段階の組織も、民主的な方法によって組織される。

第3原則 自治と自立

社会的連帯経済の組織は、メンバーが管理する自治的な組織である。社会的連帯経済の 組織は、政府を含む他の組織と取り決めを行ったり、外部から資金を調達する際には、メン バーによる民主的管理を保証し、組織の自主性を保持する条件において行う。

第4原則 剰余金の分配と使用

剰余金の分配と使用においては、資本に対し人間と社会的目的を優先させる。出資金に対する配当は、制限された率で分配される。剰余金は、次の目的の何れか、または全てのために分配される。①準備金を積み立てて組織の活動を発展させるために、その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする。②組織の利用高に応じてメンバーへ還元する。③メンバーの承認により他の活動を支援する。

(2) 社会的連帯経済とは(私的解釈)

市場経済の急速な進展にともなって社会と自然が壊されていく。どうしたらよいのか。そのような思いから社会的連帯経済という運動が生まれてきた。社会的連帯経済は、社会と自然を大切にするという価値観にもとづいて、人と人との共生だけでなく、人と自然との共生を大切にする。社会的連帯経済は「人と自然を大切にする経済」である。

「人と自然を大切にする経済」とは、あまりにも単純素朴な説明で、結局何も意味しないと思われるかもしれない。しかしながら、「人を壊し、自然を壊す経済」に対置するとき、「人と自然を大切にする経済」は、はっきりとした現実性を帯びてくる。いま必要とされているのは、「人を壊し、自然を壊す経済」ではなく、「人と自然を大切にする経済」なのである。

「社会的連帯経済」という言葉は外来語であり、なんとなく肌身に合わないという人のために、日常語に翻訳してみよう。

「社会的連帯経済」における「社会的」は「人と人のつながり」であり、「連帯」は「人と人との自覚的なつながり」であり、「経済」は「生活に必要なものを手に入れる活動」である。社会的連帯経済は、端的に言えば、「人と人のつながりを大切にして、生活に必要なものを協力して手に入れる活動」であり、「社会問題の解決を目的として連帯行動を手段とする経済」である。

では、「経済」とは何か。経済は、生活に必要なもの(財とサービス)の生産と消費にかかわる活動である。経済というとすぐに、お金で物を買うことを考えてしまう。しかし、経済は、市場で商品の売買をする交換の経済だけでない。その他に、国家を媒介とする再分配の経済もあれば、民間非営利組織を担い手とする助け合いの経済もある。交換も再分配も助

け合いも、すべて経済活動である。

人間の基本的な生存目的は、他の生物と同じく、個体の維持と種の保存である。そのために人間は生活に必要なもの(財とサービス。生活手段)を獲得し消費する。生活手段の獲得行為は、原始時代においては主として採取や狩猟あった。生活手段が乏しいこの時代においては、採取や狩猟で得た動植物を仲間で分け合う行為(再分配)や、必要に応じての生活手段のやり取り(互恵)がなされた。農耕が始まり生産という行為が主になり、生活手段が余る場合には、生活手段の交換がなされた。

近代になると、市場における貨幣と生活手段との交換が経済活動の中心を占めるようになった。そして、政府による市場介入を制限して市場活動を自由にすることが最良の経済政策であるという考え方(自由主義、新自由主義)が生まれた。しかし、新自由主義政策のもとでは経済格差や貧困問題は解決されず、種々の経済問題や社会問題が生じてきた。そして、これらの問題の解決をめざして、世界各地の住民たちが取り組む種々の経済活動が「社会的連帯経済」と総称される時代になってきたのである。

他の経済と異なる社会的連帯経済の独自性は、形式的には民間非営利経済だというところにある。すなわち、資本主義経済との差異は、営利目的の経済ではなく、社会問題の解決を目的とする非営利経済であり、社会主義経済との差異は、国家計画経済ではなく、民間経済であるというところにある。社会的連帯経済は、端的に言えば「助け合いの経済」であり、コミュニティの問題を解決するための非営利組織の経済活動である。

社会的連帯経済の本質を一言で表現すると、「民衆経済」「民衆主体の経済」「民衆による、 民衆のための、民衆の経済」である。

ただし、社会的連帯経済が経済システム全体として目指すところは、互恵原理を基礎とする社会的連帯経済が、自由原理を基礎とする市場経済と再配分厭離を基礎とする公共経済と相まって、3者(社会的連帯経済と市場経済と公共経済)がベストミックスを創出するところにある。

自由は市場経済の基本原理であり、平等は公共経済の基本原理であり、友愛(互恵)は社 会的連帯経済の基本原理である。

世界史に関して言えば、19世紀の資本主義の時代には自由の実現が社会的課題とされ、20世紀の社会主義の時代には平等の実現が社会的課題とされた。21世紀の現代においては、自由と平等だけでなく、友愛の社会が求められている。自由と平等の併存は困難であるが、自由と平等の間を友愛が媒介することによって「自由・平等・友愛」の鼎立が可能となる。愛が人間の自由と平等の併存を可能とするのである。

資本主義経済は資本が主人公となり人間を動かす経済である。これに対して社会的連帯 経済は人間が主人公となり資本を動かす経済である。「金の切れ目が縁の切れ目」の社会で はなく、「人の縁」を大切にする社会をつくろうとするものである。

これまで「社会的連帯経済」を一つの単語として説明してきたが、「社会的連帯経済」は、 前述のラヴィルの論文でも説明されているように、「社会的経済」と「連帯経済」という二 つのコンセプトの合成語である。この点についても簡単に触れておこう。

社会的経済論と連帯経済論のそれぞれの特質は何か。

社会的経済論においては、主として資本主義諸国における民間非営利経済のあり方が検討対象とされ、協同組合、共済組織、NPOが代表的な組織として扱われる。これに対して、連帯経済論は、資本主義諸国の経済問題だけでなく、新興諸国の経済問題にも留意し、賃労働者だけでなく、全地球的な視点から、民衆一般を担い手とする経済体制のあり方を解明しようとしている。連帯経済論は、資本主義諸国に植民地化され、「二重の支配」(資本家による搾取と、宗主国による収奪」)に苦しむ発展途上国における民衆経済を重視する。それによって、資本家階級と賃労働者階級という階級視点からすると度外視されがちな「民衆による経済」という視点が重視される。

連帯経済を支える民衆の経済観の基礎にはラテンアメリカ諸国の原住民の独特な宇宙観がある。その一つの典型はブエン・ビビールという哲学に見られる。ブエン・ビビールの経済論のエッセンスは、自然に固有の権利を認め、人間の経済活動をその自然の活動の中に位置づけるところある。彼らの経済活動においては、なによりも人間と自然との調和、人間同士の調和が基軸とされる。そこでは自然と社会の持続可能性が厳しく問われる。

Ⅱ 連帯経済論とブエン・ビビール論

- 1.「自然の権利」論の背景としてのブエン・ビビール論
- (1) ブエン・ビビール論

ラテンアメリカにおける連帯経済の理論と運動の基盤をなすコンセプトとして最近注目されているは、「ブエン・ビビール」(buen vivir)である。国連の社会的連帯経済タスクフォースは、「ラテンアメリカでは社会的連帯経済が、ブエン・ビビールという原住民のコンセプトと共鳴している。ブエン・ビビールというコンセプトは、他者および自然と調和して生きる必要を教えている」と述べている。

2008年、エクアドル新憲法にブエン・ビビールの理念が導入され、翌 2009年にボリビア新憲法において同様な理念(ビビール・ビエン)に基づく多元的経済体制が規定された。これを契機としてブエン・ビビールというコンセプトが中南米諸国をはじめとして国際的に広がっていった。

「ブエン・ビビール」はエクアドルで用いられる名称であり、ボリビアでは、「ビビール・ビエン」という名称が用いられる。国によって名称が異なることがあるが、基本的な考え方は共通している。「ブエン・ビビール」(buen vivir)は、直訳すれば「よい生き方」であり、英語では good living などと訳されている。 「ビビール・ビエン」(vivir bien)は、直訳すれば「よく生きる」であり、英訳すれば live well であろう。

ブエン・ビビールというコンセプトがラテンアメリカ諸国における社会的連帯経済の共 通の哲学的基盤をなしつつある。

ラテンアメリカ諸国における連帯経済運動は、主として新自由主義経済の政策に反対する

住民の運動として発展してきた。その運動の背景には、長い間、略奪と搾取に苦しめられて きた原住民たちの植民地主義に対する反対運動がある。その反対運動の基盤をなす思想がブ エン・ビビールである。

ブエン・ビビールは、数千年にわたって伝統的なコミュニティの中で生き続け、コミュニティを守り続けてきた原理であり、植民地化以降は略奪され搾取されてきた原住民たちが自ら守り続けてきた智恵である。それは、コミュニティの維持に悩む近代人に対する古代人からの問題提起とも解釈できる。

ヨーロッパ中心の「社会的経済」論はラテンアメリカ中心の「連帯経済」論と連携することによって「社会的連帯経済」論を生み出していった。

ブエン・ビビールという理念は資本主義経済の変革の契機になりうるのであろうか。契機 になりうるとすれば、どのようにしてか。その可能性と方法が現実世界で試されている。

(2) ブエン・ビビールと憲法

エクアドル憲法

エクアドル憲法の基本的理念は、「ブエン・ビビール(すなわちスマク・カウザイ)を達成するために、多様性と自然との調和に基づく市民の共存の新しい形を築き上げていくこと」(憲法前文)である。そのために、「ブエン・ビビールの体制」が「経済的、政治的、社会的、文化的、環境的なシステムの総体」として捉えられ、「ブエン・ビビールの実現のたえには、個々人、コミュニティ、民族が、文化関係と多様性の尊重、自然との調和的共生に基づき、権利を享受し責任を果たすことが必要である」とされる(第 275 条)。

国家の義務は、「ブエン・ビビールを実現するために、国家の発展を計画し、貧困を撲滅し、持続可能な発展ならびに資源と富の公平な分配を促進することである」(第3条第5項)。「人びとが快適で生態学的にバランスのとれた環境の中で生活する権利を認める。この権利は、持続可能性、ならびにブエン・ビビール(すなわちスマク・カウザイ)を保障するものである」(第14条)。「公共政策ならびに公共財・公共サービスの給付は、ブエン・ビビールおよびあらゆる権利を保障する方向で行われ、連帯の原理に基づいて施行される」(第85条第1項)。

環境面では、自然破壊に抗する「自然の権利」が規定される。「生命が再生産され実現される自然すなわちパチャママは、総体としてその存在、維持、再生を尊重される権利を有する」(第71条)。人間ではなく自然に権利を認める憲法は画期的であり、世界最初であろう。自然観のパラダイム転換である。

経済面では、「社会的連帯経済」の促進が目的とされる(Sistema económico es social y solidario. 第283条)。社会連帯経済の担い手としては、協同組合、アソシエーション、コミュニティなどの連帯組織があげられる。

ボリビア憲法

ボリビア憲法においては、ビビール・ビエンが下記のようにその基本原理とされている。「ボリビア国家は、主権、尊厳、補完性、連帯性、調和、および社会的生産物の分配・再分配の公平性の諸原理を尊重し、すべての人々の間の平等に立脚している。これらの諸原理の中心にはビビール・ビエンの追求がある。また、ボリビア国家は、国土に暮らす人びとの経済的・社会的・法的・政治的・文化的な多元性を尊重する」(前文)。経済体制に関する条項306においては、ビビール・ビエンを理念とする多元的経済体制のもとで、補完、相互扶助、連帯、再分配、平等、持続、均衡、公正などの理念を持って活動する様々な経済組織の連携がめざされる。

2. ブエン・ビビール論の自然観

(1) 「発展」批判

資本主義国家の政策の基盤には development(発展, 成長、開発)という考え方への信仰が 見られる。社会的連帯経済はこの伝統的な考え方である「発展」の再検討を課題としている。

「発展」概念の対極に位置づけられるのが「ブエン・ビビール」概念である。「発展」概念と連帯経済との関係について、ファハルド・ロハス、ミゲル・アルトゥーロ(コロンビアのサンヒル大学・連帯経済研究センター長)は、「資本主義に対するオルタナティブを提示する連帯経済の可能性」と題する論文において、つぎのように説明している*18。

「ラテンアメリカの原住民コミュニティから資本主義的発展パラダイムと完全に断続する提案が生まれている。『発展をよりよい人間的なものにする』というのではなく、地球上の人類の生活様式を根本的に変えようとする考え方である。もう一つの発展モデルではなく、異なる生活のモデルを主張するのである。」すなわち、「際限なき進歩、つまり成長を発展とみなすパラダイム」に対して、原住民たちは、「よい生活(ブエン・ビビール)」(buenvivir)、「尊厳ある生活」、「精神的に満ち足りた生活」(la vida en plenitud)という生活モデルを提示している。「この原住民言語の意味論を扱う様々な研究が行われている。様々の原住民文化には、あらゆる営みは生命を中心に行われるべきであるとする宇宙論を構成する諸要素がある。そして、この宇宙論は、主として人間中心主義的(antropocéntrica, anthropocentric)な西洋の観点に対抗するのである。発展の概念を代替しようと形成されてきた用語は、『よく生きる』(el bien-vivir)である。」

原住民の経済の領域においては、なによりも社会の持続が求められる。持続可能な社会のあり方を求めて常に様々な工夫がなされる。そこでは人と人の結びつき、人と自然の結びつきにおける「調和」が求められる。ブエン・ビビールの基本的な考え方は、生命の価値を中心にして人間と自然との調和を大切にする考え方、あるいは、自然環境と調和しつつ人間としての尊厳のある生活を送るという考え方である。経済開発の被害にさらされ続けてきたラテンアメリカ諸国の人びとは「開発」を批判し、ブエン・ビビールを社会維持の基本的原理としたのである。

ブエン・ビビールは、従来型の経済発展パラダイムに対するオルタナティブを提示して、

文明の転換を促す。ブエン・ビビールは、生産力至上主義的な発展の概念と機械論的な世界 観を解体して、西欧文明とは異なる世界観を提示して、新しい生活様式を社会全体で構築す ることを目的とする。それは、先進工業国で展開している脱成長論と共振する。ブエン・ビ ビールと関連がある他の概念(コモンズ、脱成長、エコフェミニズム、脱グローバル化、エ コ社会主義など)と比較すると、ブエン・ビビールの特徴は、とりわけその宇宙観に見られ る。

(2) 宇宙観

ブエン・ビビールは、なによりもコミュニティを支える根本的な思想として生き続けてきた。 ブエン・ビビールは、時間と空間についての哲学的考察から始まり、人と自然の関係に関わる宇宙観に向かって進む。

コミュニティを支える思想を構成する2大コンセプトは、「全体」(pacha)と「調和」である。コミュニティの持続性の維持に必要なのは、「全体」を考慮することである。「全体」とは、土地、自然、地球を含む宇宙である。宇宙には時間と空間が含まれる。時間と空間は「全体」のなかでは一体化している。空間においては、過去、現在、未来が共存し、時間がダイナミックに結び合っている。「全体」は、常に運動している全体であり、常に生成している宇宙である。「全体」は、生物世界だけでなく、天空、そして死者・霊が住む世界を含む。それらは相互につながっており、その全体が一つの一体性を成している。すべてのものが生命を持つ。人間と自然の分離もない。すべてが自然の一部である。「全体」は、すべての部分が相互に関係し合い、常に相互依存と交換を保っている生きた有機体である。「全体」を知ることによって、社会、霊、環境の間の「調和」が生まれる。

(3) 人間と自然の一体性

人間と自然は一体である*²¹。自然破壊による富の蓄積に未来はない。人間中心主義的な世界観から生命中心主義へと移行していかねばならない。

(4) 全体と部分の関係

① 多様性

ブエン・ビビールは、多様なものの出会いであり、多文化主義の実践である。基本的なことは、コミュニティの中で生き、全体の多様性を尊重することである。ブエン・ビビールは、「幸福である」という「人の状態」よりも、「よく生きる」という「人の本質」に関わる。すべてのものは、矛盾する要素を含む。すべてのものは肯定的であり、否定的である。ブエン・ビビールは平等主義ではない。不平等と格差は存在する。重要なことは、それを取り除くことではなく、それと共存し、不平等や格差が全体を脅かすほどに二極化するのを防ぐことである。

ブエン・ビビールは、技術の恩恵も他文化の貢献も否定しない。ブエン・ビビールは、多様な生き方を受け入れ、文化の多様性と政治の多元性に価値を見出す。ただし、この多様性の尊重は、他者の犠牲の上に成り立つ特権的集団の存在を正当化しない。

② 均衡

ブエン・ビビールの基本的目的は、コミュニティの強化、相互補完性の促進、均衡の追求 である。

ブエン・ビビールの挑戦課題は、全体を構成する種々の要素の間の均衡を追求しつづける ことである。人間間の調和だけでなく、人間と自然、物質と霊、知識と知恵、多様な文化、 異なる現実間の調和を追求しつづけることである。

ブエン・ビビールは、永久的な成長ではなく、均衡を追求しつづける。あらゆる均衡は、 新しい矛盾をもたらし、再び均衡を回復するための新しい行動を必要とする。均衡は常に動 的である。

好ましい政策は、一部分ではなく、全体を勘案したものでなければならない。一部分(例えば、財の蓄積)だけを目的として行動することは、不可避的に全体の中での不均衡をもたらす。いかなる政策も、すべての部分の多様な側面と相互関係に配慮すべきである。

③ 相互補完性

対立物の間の均衡は、一方を抹消するのではなく、相互補完性によって実現される。相互 補完性とは、差異を全体の一部であると考えることによって成り立つ。差異は、自然および 生命の一部である。

相互補完性は、諸力の組み合わせによる最適化を求める。たとえば、最も不利な条件の下 にある者に対して有利なルールを導入することによって、すべての者の向上を図ることが できる。

3. ブエン・ビビールの経済観

(1) ブエン・ビビール経済とは

ブエン・ビビール経済は、「連帯と互酬性、環境の持続可能性と民主主義に立脚した経済」である。社会的連帯経済は、「経済を自然の中に埋めこむ」という課題に挑戦する。

公共経済、民間経済、混合経済、コミュニティ経済、アソシエーション経済、協同組合経済、家族経済など、多様な経済形態を考慮して、すべての生産部門を連携させる社会的連帯 経済の枠組みが必要である。

公平性の基準に則った富の再配分と所得分配、ならびに経済資源へのアクセスの民主化は、社会的連帯的経済の基本原則である。

ブエン・ビビール経済の構築のためには、公共の討議と市民参加が不可欠である。

(2) 経済と社会と自然の関係

ブエン・ビビールは、自然との調和を掲げ、使用価値へと回帰することで経済発展に替わる展望を示す。経済成長ならびに物質的富の永続的な蓄積を目的とする経済発展政策ではなく、

生態系の循環を守りながら、社会的要求を充足させる経済政策が必要とされる。社会の市場 化がもたらす社会の歪みと、自然の商品化がもたらす自然破壊を防がねばならない。

(3) 市場、社会、国家の役割

市場は、社会の観点から財とサービスの交換を行う空間として理解されるべきである。国家を媒介として、社会が市場の規範とルールを設定して市場を機能させる必要がある。

社会のための市場づくりと国家の再配分機能を強化するならば、経済の好循環が内発的に 生じうる。市場においても国家においても市民参加が拡大されなければならない。

(4) 協同労働

人間は、自然の一部として、ブエン・ビビール経済の中心に位置づけられる。この意味で、 労働の尊厳を取り戻さなければならない。多様な生産活動の運営においては、労働者が決定 的なアクターになれるように、あらゆる種類の企業の共同管理の枠組みを強化しなければ ならない。

Ⅲ 「自然の権利」論

1. 概説

1970 年代。

自然に「人権」があるとみなして法律の適用を考える思想が登場。

1972年、法哲学者クリストファー・ストーンの論文「樹木の当事者適格――自然物の法的権利について」(Should Tree Have Standing?)。権利概念の拡張と自然物の原告適格について検討した。その論理は、「権利の主体は、富裕層のみ、男性のみ、白人のみ、といった限定を次々にはずされ、拡張されていきた。この流れは、人類以外の存在にも向けられるべきである」とするものである。(Wikipedia「自然の権利」、参照)

法人は、人間ではないが法人格を持ち、法的権利を持ち、人間を後見人として法的権利を 主張しうる。同様に、自然物も人間を後見人にして法的権利を主張しうる。

これを契機にして、「自然の権利」論が展開され、「生命中心主義」の思想が普及していった。[人間中心主義]から「生命中心主義」への発想転換。パラダイム転換。

2008 年、エクアドルで「自然の権利」という理念を明記した憲法案が国民投票で承認された。10条で「自然は、憲法が認めるそれらの諸権利の主体となる」と明記された。71条であれた。は、「自然すなわちパチャママは、生命が再生され生み出される場であり、その生存、およびその生命サイクル、構造、機能と創成プロセスの維持と再生を統合的に尊重される権利を有する」と s

2010年、ボリビアで「母なる大地の権利法」(全 10条から成る権利法)が公布された。 母なる大地は7つの権利を持つとされた(生命への権利、生命の多様性への権利、水への権利、清浄な大気への権利、均衡への権利、回復への権利、汚染から自由に生きる権利)。

2014年、「自然の権利を求めるグローバル連帯」(Global Alliance for the Rights of Nature)という国際運動組織が「国際自然権裁判所」を設立。多様なフォーラムを開催。とりわけ、原住民の自然に対する権利を重視。

2. アメリカにおける「自然の権利」論

宮守代利子(指導教員 田村正勝)「『自然の権利』に関する考察――なぜアメリカでは実現できたのか」『科学研論集』Vol.24, 2014 年 9 月

1960 年代、環境の破壊と汚染の悪化。 環境理理学上の「自然の権利」から実定法上の「自然の権利」獲得の動きが始まる。

1970年代初頭、「環境倫理学」という新しい学問分野がアメリカで創始された。生態系において人間は生命共同体の一員であるという認識から、人間中心主義ではない環境倫理の構築がめざれた。

1972 年. C.D. ストーンの論文「樹木の当事者適格――自然物の法的権利について」が 法律論を駆使して、実定法上の「自然の権利」のフレームワークを提示した。

ストーンの問題提起後、判例の積み重ねを経て、「自然の権利」の承認が広がっていった。 1972 年、連邦最高裁判所判決でダグラス判事は、自然物自体が原告となり、それを代弁 して人間が訴訟遂行することを認めた(少数意見)。

1973年、連邦法である「絶滅危惧種保護法」は、実質的に、「生存する権利」を生物に保障した。

「自然の権利」の実定法上の実現がなぜアメリカで可能であったか。その理由。①判例法 主義。制定法を基礎とする大陸法(ドイツやフランスなど)と異なり、英米法では、判例の 積み重ねによる法体系が採られる。②活発な市民運動がある。

3. ラテンアメリカにおける「自然の権利」論

新木秀和「自然の権利とラテンアメリカの資源開発問題――エクアドルとボリビアの事例を中心に」『人文研究』(神奈川大学人文学会編)(184)、2014年。

エクアドルの憲法(2008年)

アメリカでの環境保護運動とそれを支持する法律論がこの法律の起源となった。1970 年代から 1990 年代にかけて日米で自然の権利に関する議論や関連する訴訟が行われ、それを受けてエクアドル憲法が自然の権利を憲法に書き込むに至った(1989 年. R. ナッシュ『自然の権利――環境倫理の文明史』は、権利概念の拡大を倫理の進化と捉え、自然の権利を定式化した)。

エクアドル制憲議会の動向。政憲議会が 2007 年から 2008 年にかけて、自然の権利に関する条項について検討した。議長は A. アコスタ。2008 年 2 月には、パチャママ財団がアメリカの NGO「コミュニティ環境法制防衛財団」の T. リンゼイ(自然の権利に関する理論家)をエクアドルに招致し、自然の権利に関する条項について検討した。「パチャママ財団」は、アメリカの NGO「コミュニティ環境法制防衛財団」と協力関係にあり、憲法草案

に自然の権利を盛り込むことに重要な役割を果たした。

2008年4月から6月にかけての議会審議では、まだ自然の権利という用語は記されておらず、関連概念も内容が固まっていなかった。

9月には新憲法案が国民投票で承認された。

自然に法的な主体性を付与するという発想が「自然の権利」として明記されるに至った。 第10条「自然は、憲法が認める諸権利の主体となる」

第71条「自然すなわちパチャママは、生命が再生され生み出される場であり、その生存、 生命サイクル、構造、機能、創成プロセスの維持と再生が総合的に尊重される権利を有する」 第72条「自然は回復の権利を有する」

第73条「国家は、種の絶滅、生態系の破壊、自然のサイクルの恒常的改変にかかわる諸 活動を予防し制限する処置を講ずる|

第74条「諸個人、共同体、国民、諸民族は、ブエン・ビビール(よい生き方)が可能と する自然の富と環境を享受する権利を有する |

新木のまとめ

エクアドル憲法においては、「自然の権利とは、自然そのものが主体となって諸権利(前述の憲法条文にみられるように自然がその生命サイクルを持続し、再生する権利)を有するという考え方である。さらにいえば、パチャママ(母なる大地)という神格で表現されるとおり、それは生命の誕生から存続、および再生という循環サイクルをつかさどる存在として把握されている。そこでは人間世界と自然環境の間に均衡がとれた発展が希求され、生態系に損害を与える行為に対しては自然を原告として司法措置に訴えることが可能だと解釈されている。」54ページ。

ブエン・ビビールとの関連

憲法275条から278条で規定される。憲法前文では「ブエン・ビビールを達成するために、多元的で自然との調和がある新しい形の市民的共生」を構築する必要性がうたわれている。新木『先住民運動と多民族国家』240-242ページ。

ボリビアの場合。

2009 年 4 月、ボリビアのモラレス大統領は、国連総会で「母なる大地の権利に関する世界宣言」を制定するように提案した(「母なる大地」は、人間を含む自然の総体を指すアンデス独自の概念)。

2010年4月、モラレス政権の招致によって開催された「気候変動と母なる大地の権利に関する世界民衆会議」は、「母なる大地の権利に関する世界宣言」の制定を呼びかかることを承認した(「コチャバンバ合意」が採択された)。140ヵ国、3万5千人参加。

同年12月、国連総会は、この会議の意思を反映して、4月22日を「母なる大地の日」に

制定した。

同年 12 月 21 日。 アンデスの原住民の宇宙観を反映するパチャママ(母なる大地)の 権利が法制化され、「母なる大地の権利法」が制定された。

法案の原案は、原住民組織など 9 団体が組織する統一協定によって準備された。コーマック・カリナンなどの専門家も参加した(コーマック・カリナンは、「母なる大地の権利に関する世界宣言」の策定グループの代表を務めた。エクアドルにおける 2014 年の国際法廷にも加わっている)。

「母なる大地の権利法」は全10条から成る。第3条では「母なる大地は、すべての生命システムと生き物と不可分である共同体から成るダイナミックで生きたシステムである」と規定され、それは「原住民の宇宙観から、神聖なものとみなされている」と付加されている。

第7条では、母なる大地が7つの権利(生命への権利、生命の多様性への権利、水への権利、清浄なる大気への権利、均衡への権利、回復への権利、汚染から自由に生きる権利) を有するとされ、その権利の保障が国家の義務であるとされる。

コレア政権が定めた開発計画「ブエン・ビビールに向けた国家計画 2009~2013 年」においては、8項目がブエン・ビビールの構成要素とされている。必需品の充足、生活の質、尊厳ある死、愛し愛されること、自然と調和がとれた全体の健全な繁栄、文化の無期限の延長、塾考のための自由な時間、自由と能力と潜在力の解放・拡大、

自然の権利を求める国際法廷の動き

2014年、「自然の権利と大地の権利のための応接法廷」が設立された。

1990年代以降は日本でも自然物を主体とする自然の権利訴訟が繰り返された。

人間中心主義か自然中心主義かという二項対立図式を超えて、「人間―自然連続体」という考え方を提唱する論者もいる(鬼頭秀―「県境倫理の現在――二項対立図式を超えて」鬼頭秀―・福永真弓編『環境倫理学』東京大学出版会、2009年)。

おわりに(暫定的結論と残された課題)

「自然の権利」論は、1970年代以降の世界的な環境保護運動の高まりとアメリカの法技術論の延長線上に生成してきた概念であり、近代社会における法理論の枠組みとの間に乖離がある。「自然の権利」論を連帯経済論のなかにどのように位置づけるかが、課題となる。

欧米的思考の延長線上で「自然の権利」論を説明するのには無理がある。論理上の飛躍が

必要だが、現在のところ万人を納得させるような合理的説明はない。

しかし、「自然の権利」論を無視するのではなく、その意味するところを理解する必要があるのではないか。二重の抑圧を受けている人たちの主張が「自然の権利」論に込められている。その主張点を理解すべきではないか。

ブエン・ビビール論についても同様のことが言える。現代社会が受け取るべきメッセージ は何か。

ブエン・ビビール論のエッセンス。「自然を保護する」という哲学から「自然と共生する」 という哲学への転換。人間観、自然観のパラダイム変換が必要ではないか。

生命体が生と死をもつ存在という意味であるならば、生物だけでなく宇宙も生命体。 人間も宇宙も生命体として一体である(ブエン・ビビールで言う「全体」)という哲学。

戦争の暴発を抑えるためにも、地域コミュニティ(国家)に限定されない世界コミュニティ(世界政府)の形成が必要。縄張り争いを解消するための、共通性の形成。その技術的条件として情報技術の革新がある。世界的変革の計画書としての SDGs がある。

私の当面の課題。

ブエン・ビビール論、「自然の権利」論が、連帯経済論を構成するために不可欠な議論かどうかについて、結論が出せない。ブエン・ビビール論、「自然の権利」論を連帯経済論に入れることによって、連帯経済論についての説明がぼやけてしまわないか。連帯経済論の構成のバランスが崩れないか。ブエン・ビビール論に触れないほうが、「連帯経済とはなにか」をストレートに説明できるのではないか、などなど。考えるべき課題が多い。